

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

この規則は、鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 規則の概要

(1) あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴く必要のある対策計画の変更は、県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標に係るものとする。

(2) 取組計画に関する事項

ア 取組計画の提出が必要な特定事業者、計画書の様式、提出期限等を定める。

イ 取組計画の変更の届出は、次のいずれかの場合に変更後速やかに行うものとする。

(ア) 工場等の新たな設置及び廃止に係る変更

(イ) 事業活動に伴う温室効果ガス総排出量に関する目標に係る変更

ウ 取組計画の達成状況の報告について、報告書の様式及び提出期限を定める。

(3) 寄与的取組に関する事項

ア 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等の方法を定める。

イ 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を定める。

ウ イの取組により、(2)の取組計画の作成又はその達成状況の報告に当たり、当該寄与に係る温室効果ガスの排出削減量又は吸収量として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができる量の算定方法を定める。

(4) 駐停車中のエンジン停止の適用除外となる場合を定める。

(5) 駐停車時エンジン停止推進事業者に関する事項

ア 駐停車時エンジン停止推進事業者（以下「推進事業者」という。）の認証対象者、認証申請書の様式等を定める。

イ 知事は、推進事業者の認証をしたときは、認証証明書を交付するものとする。

ウ 推進事業者の認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）が認証申請書に記載した事項を変更しようとするときは、変更の内容を記載した書面に認証証明書の写しを添付し、知事に提出するものとする。

エ 認証事業者は、毎年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに実績報告書を知事に提出するものとする。

オ 知事は、実績報告書が提出されないとき、又は取組状況が十分でないとき認めるときは、認証事業者に必要な助言又は指導を行うものとする。

カ 知事は、オの指導にかかわらず、改善しない認証事業者について、推進事業者の認証を取り消すことができる。

キ 認証事業者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面にイの認証証明書を添付して、知事に届け出るものとする。

(6) 駐停車時エンジン停止推進者に関する事項

ア 駐停車時エンジン停止推進者（以下「推進者」という。）の認証対象者、認証申請書の様式等を定める。

イ 知事は、推進者の認証をしたときは、認証証明書を交付するものとする。

ウ 推進者の認証を受けた者は、自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面にイの認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。

(7) 自動車販売業者が自動車販売時に説明する事項は、条例で定めるもののほか、自動車の燃料の種別及びエネルギー消費効率とする。

(8) 県内において多数が使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する電気機器等及び当

該電気機器等の省エネルギー性能に関する表示の方法を定める。

(9) 環境配慮計画に関する事項

ア 環境配慮計画の提出が必要な建築物の規模、計画書の様式、提出期限等を定める。

イ 当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等のため把握しておく必要があるものとして環境配慮計画で定める事項は、知事が別に定める鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる当該建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価結果とする。

ウ 環境配慮計画の変更の届出は、次のいずれかの場合に行うものとする。

(ア) 建築物の床面積が増加するもの

(イ) イの評価結果が、変更前と同等以上としないもの

エ 環境配慮計画の変更の届出について、届出書の様式及び届出時期を定める。

オ 環境配慮計画を提出した建築物の新築等の完了報告について、報告書の様式及び報告時期を定める。

(10) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。ただし、(2)、(3)及び(9)の規定は、平成22年4月1日から施行する。

イ 鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例施行規則は、廃止する。

ウ 平成22年度の(2)の取組計画の提出は、平成22年11月末日までとする。